消防署だより
Fire Station Information

緊急自動車等の緊急走行時の対処について

緊急自動車とは、消防車や救急車、パトカーなど緊急時に出動する車です。走行中に緊急自動車がサイレンと赤色灯をつけて近づいてきた時に交差点や２車線道路等で対処するため、改めて法律で定められた義務を確認し、緊急自動車への道の譲り方のポイントを覚えておきましょう。

道路交通法第40条第１項

交差点又はその附近で緊急自動車が近づいてきたら、その他の車両（緊急自動車を除く）は、交差点を避け、かつ、道路の左側によって一時停止が義務付けられています。

道路交通法第40条第２項

交差点又はその附近以外の場所で緊急自動車が近づいてきたら、車両は道路の左側に寄り、緊急自動車に進路を譲らなければなりません。

消防法第26条

歩行者であっても消防車が火災現場へ向かっている場合は道を譲らなければなりません。

緊急自動車に道を譲る際のポイント

・急ブレーキをかけない。（焦らず、周囲の状況を確認して動く）
・２車線道路で渋滞している時は２車線の中央を空ける。
・高速道路では右側車線を空ける。
・緊急自動車からの指示に従って動く。（緊急自動車を見たらスピーカー音量を下げる）





問 不破消防組合東消防署　☎23-2030

警察通信
Police Information

令和８年度年末年始地域安全運動の実施

スローガン
『ゆく年くる年　みんなで守ろう　地域の安全』

期間：令和８年12月11日（金）から令和９年１月５日（火）まで

県民が安全で平穏な年末を送り新年を迎えるため、地域住民、自治体、関係機関及び警察が相互に連携して地域安全運動を推進し、年末年始における犯罪抑止を図る。

運営重点

○ 県民の身近で発生する犯罪の被害防止
○ 特殊詐欺の被害防止
○ 地域防犯力の強化
○ 犯罪に加担させないための対策



問 垂井警察署　☎22-0110